

重要事項説明書（令和7年7月1日現在）

一居宅介護(介護予防)支援事業者一

1 相談等の窓口

電 話 073-489-2178

（営業時間 午前8時30分～午後5時15分 緊急時 24時間連絡可能）

担 当

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 指定居宅介護(予防介護)支援事業所の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号および提供地域

事業所名	国保野上厚生総合病院 指定居宅介護(介護予防)支援事業所
所在地	和歌山県海草郡紀美野町小畑198
介護保険指定番号	居宅介護(介護予防)支援事業者 3011110081 紀美野町指定
サービスを提供する 地域※	紀美野町 海南市

※上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

（2）同事業所の職員体制

	資 格	常勤	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 介護福祉士	1名	介護支援専門員その他の従事者の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行う。	1名
介護支援専門員	介護福祉士	3名	要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護	3名

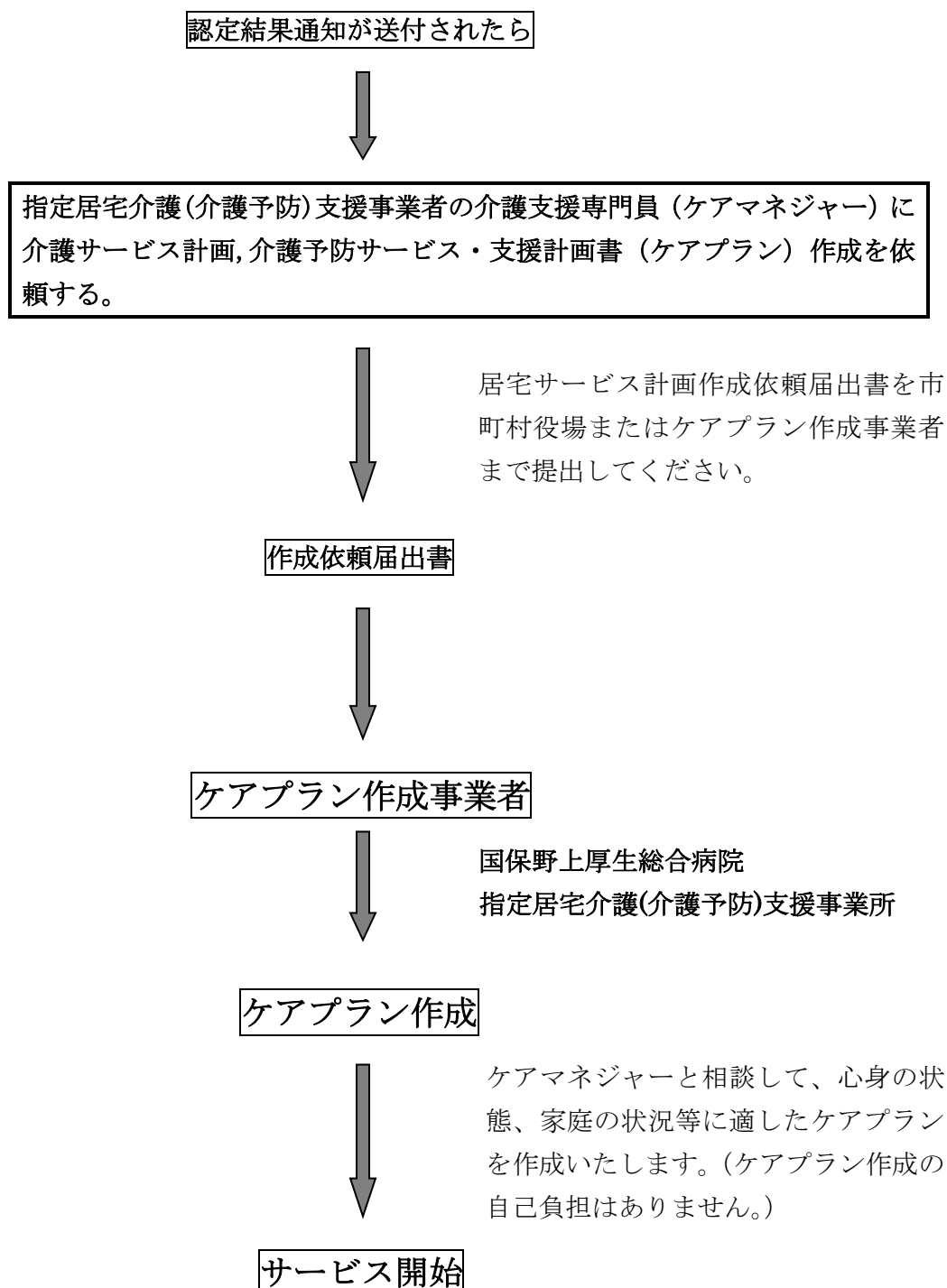
			保険施設等との連絡調整等行う。	
--	--	--	-----------------	--

営業時間

平 日 午前8時30分 ～ 午後5時15分
土・日・祝祭日 休業 （12月29日～1月3日は休業）

【緊急連絡先】 国保野上厚生総合病院 073-489-2178
 （緊急時 24時間連絡可能）

3 居宅介護(介護予防)支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



4 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

※保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき介護支援専門員取扱件数や要介護度等に応じて【契約書別紙】の金額をいただき、当所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方、また、それ以外の方でも交通費はいただきません。

(3) 解約料

利用者様はいつでも解約することができ、一切料金はかかりません。

(4) その他

支払方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月10日頃までに前月分の請求を致しますので、お支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行します。お支払い方法は、現金集金、口座引落とし（農協・郵便局のみ）の2通りの中からご契約の際に選べます。

5 事故発生時の対応について

利用者に対する居宅介護(介護予防)支援事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、居宅介護(介護予防)支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

6 緊急時の対応方法

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

7 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業者職員がお伺い致します。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①お客様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介致します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当（自立）、事業対象者と認定された場合。
※この場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合。

④その他

お客様やご家族などが当事業者の介護支援専門員に対し本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

8 当居宅介護(介護予防)支援事業所の運営方針

- ・利用者が、可能な限り居宅においてその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- ・心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護保険サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう行います。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な立場で、ケアプランに位置付ける理由の説明や複数の事業所の紹介を行います。
- ・質の高いケアマネジメントを実施するため、介護支援専門員に対し計画的に研修を実施し、地域包括支援センターが主催する事例検討会や他法人と協働で開催する事例検討会（または研究会）等に参加します。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと緊密な連携を図り、困難事例にも対応可能な体制を整備し総合的なサービスに努めます。
※ 居宅介護(介護予防)支援の申し込み時や、入院された場合等には、医療機関に担当ケアマネジャーの氏名等を提供して下さい。
- ・事業の運営にあたっては、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。
- ・法第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保します。
- ・上記のほか、「紀美野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 30 年紀美野町条例第 2 号）を遵守します。

9 虐待防止への取り組み

- ・利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。

10 権利擁護に関する措置

- ・職場におけるハラスメント施策のための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

11 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ・感染症の発生や防止するための委員会の開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

12 業務継続計画の策定

- ・感染症や災害発生時においても、業務を継続、又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

13 サービス内容に関する苦情

- ・苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行い、特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者の立場に立って事実関係の特定を行います。
- ・相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討します。
- ・関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、利用者へ対応内容等の結果報告を行います。
- ・サービス事業者に対する苦情の場合、事実確認を迅速に行い、当該サービス事業者の管理者等と共同で対応し、必要に応じて苦情内容についてサービス担当者会議等での報告を行い、全サービス事業者一丸となって、再発防止・サービス向上に取り組みます。

①相談・苦情担当 窓口 電 話 073-489-2178
FAX 073-489-2685
電子メール zaitaku@nokami-hospital.jp
苦情解決責任者 管理者 百々 健

②その他 上記以外に、以下の機関でも相談・苦情を受け付けています。

- ・紀美野町役場 保健福祉課（紀美野町在住の方）
海草郡紀美野町下佐々 1 4 0 8－4 紀美野町総合福祉センター内
電話 0 7 3－4 8 9－9 9 6 0
F A X 0 7 3－4 8 9－6 6 5 5
- ・海南市役所 高齢介護課（海南市在住の方）

海南市南赤坂 1 1 番地

電話 0 7 3 - 4 8 3 - 8 7 6 2

F A X 0 7 3 - 4 8 3 - 8 7 6 9

- ・国民健康保険団体連合会 和歌山県国保連合会介護サービス苦情処理
相談窓口

和歌山市吹上 2 - 1 - 2 2 - 5 0 1 日赤会館内

電話 0 7 3 - 4 2 7 - 4 6 6 2

F A X 0 7 3 - 4 2 7 - 4 6 6 4

- ・和歌山県社会福祉協議会内 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会
和歌山市手平 2 丁目 1 - 2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛内

電話 0 7 3 - 4 3 5 - 5 5 2 7

F A X 0 7 3 - 4 3 5 - 5 5 8 4

14 事業計画、財務内容、サービス提供記録等の閲覧

当事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関して、ご利用者及びその家族のうちこれを希望される方には、閲覧を許可しています。ご利用希望者、閲覧希望書に必要事項を記入し、職員までお申し込みください。

15 当事業所の概要

名称・法人種別 国保野上厚生総合病院 指定居宅介護(介護予防)支援事業所

開設者氏名 国民健康保険野上厚生病院組合

管理者 小川 裕 康

管理者氏名 百々 健

所在地 和歌山県海草郡紀美野町小畑 1 9 8

電話番号 0 7 3 - 4 8 9 - 2 1 7 8

事業所数等 居宅介護支援 1 カ所

居宅予防支援 1 カ所

居宅療養管理指導 1 カ所

訪問リハビリ 1 カ所

料金表

居宅介護支援費	要介護度	介護支援専門員の取扱件数・料金				
		45 件未満		45 件以上 60 件未満		60 件以上
	要介護 1・2	10, 860円		5, 440円		3, 260円
	要介護 3・4・5	14, 110円		7, 040円		4, 220円
介護予防支援費(Ⅱ)	要支援 1・2	4, 720円				
中山間地域等にサービスを提供する場合				所定単位数の5%を加算		
初回加算					3, 000円	
特定事業所加算(Ⅰ)	5, 190円		特定事業所加算(Ⅱ)			4, 210円
特定事業所加算(Ⅲ)	3, 230円		特定事業所加算(A)			1, 140円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2, 500円		入院時情報連携加算(Ⅱ)			2, 000円
退院・退所加算(カンファレンス参加無)	連携 1 回	4, 500円	連携 2 回	6, 000円	連携3回	なし
退院・退所加算(カンファレンス参加有)	連携 1 回	6, 000円	連携 2 回	7, 500円	連携3回	9, 000 円
ターミナルケアマネジメント加算					4, 000円	
特定事業所医療介護連携加算					1, 250円	
通院時情報連携加算					500円	
緊急時等居宅カンファレンス加算					2, 000円	

※ 当事業所は、特定事業所加算(Ⅱ)を算定します。